

# しょうがい ひと はいりよ こうじれい ぼしゅう 「障害のある人への配慮の好事例」を募集します

さんだし しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん しょうがい う む わ へだ  
三田市では、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔  
てられることなく、相互に尊重し合う共生社会を実現するために「三田市障害を  
理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例（略称：三田市障害者  
共生条例）」を制定しました。

さんだししょうがいしゃきやうせいじやうれい しょうがい ひと たい ごうりてきはいりよ ていきやう  
三田市障害者共生条例では、障害のある人に対する「合理的配慮の提供」を  
市民すべての人に求めており、障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示が  
あった場合や、意思表示がなくても配慮が必要と認識した場合には、社会の中にある  
バリア（障壁）を取り除いたり、それぞれの障害の状態に合わせた工夫や方法を変  
えたりすることが求められています。

そこで、障害のある人の困りごとを身近に感じ、一人ひとりができることを共に  
考えるための資料となる事例集を作成するために、障害のある人が、日常生活や  
社会生活で直面する障害を理由とする困りごとに対し、「合理的配慮」があって嬉し  
かったことや助かったこと、また、配慮として良かったことや喜ばれたことの事例  
を募集します。

よ じれい ひろ しみん きやうゆう しょうがい ひと りかいこうじやう ごうりてきはいりよ  
寄せられた事例は広く市民と共有し、障害のある人への理解向上や合理的配慮  
の提供の推進のための参考にいたします。

## ぼしゅうたいしやう ●募集対象

さんだしな い す かた さんだしな い つうきん つうがく つうしょ かた  
三田市内にお住まいの方、または三田市内に通勤・通学・通所している方

## ぼしゅうきかん ●募集期間

とく  
特にありません。

れいわ ねん がつ にち げつ がつ にち げつ ぼしゅうきやうかきかん  
令和3年2月1日（月）から3月1日（月）は、募集強化期間です。

## おうぼようしせつちばしよ ●応募用紙設置場所

しやくしよ しょうがいふくしか きやうどう そうごうふくしほけん かくしみん  
市役所（障害福祉課）、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、各市民  
センター（有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、広野市民セン  
ター、ふれあいと創造の里、藍市民センター、フラワータウン市民センター、ウ  
ッディタウン市民センター、さんだ市民センター）また、応募用紙などの音声C  
Dがありますので、必要な場合は、障害福祉課へお問い合わせください。

● 応募方法

応募用紙にご記入のうえ、下記提出先へ直接持参、郵送、ファクスまたはEメールにて提出してください。応募用紙に記載することが難しい場合は、市職員が聞き取りをします（手話による聞き取りも可能です）。

三田市福祉共生部 共生社会推進室 障害福祉課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

電話：079-559-5075 ファクス：079-562-1294

Eメール：syogai\_u@city.sanda.lg.jp

● 留意事項

・事例の内容は、どのような場面（場所）であったかがわかるよう、できるだけ具体的に書きください。ただし、個人が特定される情報（住所、氏名など）は書かないようにしてください。

・お寄せいただいた事例は、個人を特定する情報を除いて、市ホームページに掲載するなど障害理解のための啓発に活用します。

・言葉の意味や内容がわからない場合は、家族や周りの人に相談してみてください。または、障害福祉課にお問い合わせください。

障害を理由とする困りごとは、

障害者総合相談窓口きいてネット へご相談ください。

電話：079-559-5205 ファクス：079-559-5214

「これは差別では」「合理的配慮とは」などの相談に対応します。